

(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合	
(一) 当該施設が主たる施設であるとき	463単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	463単位
(11) 入所定員が61人以上70人以下の場合	
(一) 当該施設が主たる施設であるとき	449単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	449単位
(12) 入所定員が71人以上80人以下の場合	
(一) 当該施設が主たる施設であるとき	434単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	434単位
(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合	
(一) 当該施設が主たる施設であるとき	419単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	419単位
(14) 入所定員が91人以上の場合	
(一) 当該施設が主たる施設であるとき	404単位
(二) 当該施設が単独施設であるとき	404単位
八 指定難聴幼児通園施設の場合	
(1) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合	
(一) 入所定員が30人以下の場合	975単位
(二) 入所定員が31人以上40人以下の場合	896単位
(三) 入所定員が41人以上の場合	817単位
(2) 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合	
第2の1イに掲げる単位数	
注1 指定盲児施設（指定施設基準第1条第7号に規定する指定盲児施設をいう。以下同じ。）	
指定ろうあ児施設（指定施設基準第1条第8号に規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。）又は指定難聴幼児通園施設（指定施設基準第1条第9号に規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援（盲ろうあ児施設支援に係るものに限る。以下この第3において同じ。）を行った場合に、障害児の種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
2 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 入所定員が5人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	344単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
ロ 入所定員が6人以上10人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	172単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	114単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
ニ 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	86単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
ホ 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	68単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位

ヘ 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	57単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
ト 入所定員が31人以上35人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	45単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	45単位
3 指定施設基準に定める員数の従業者に加え、職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 入所定員が5人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	296単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
ロ 入所定員が6人以上10人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	148単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	98単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
ニ 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	73単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
ホ 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	59単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
ヘ 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	49単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
ト 入所定員が31人以上40人以下の場合	39単位
チ 入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
リ 入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
ヌ 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
ル 入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
ヲ 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
ワ 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
カ 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
ヨ 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
タ 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
レ 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
ソ 入所定員が141人以上150人以下の場合	9単位
ツ 入所定員が151人以上160人以下の場合	9単位
ネ 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
ナ 入所定員が171人以上180人以下の場合	8単位
ラ 入所定員が181人以上190人以下の場合	8単位
ム 入所定員が191人以上の場合	8単位
4 指定盲児施設において、次のイ又はロに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合に、重度盲ろうあ児支援加算として、1日につき、イに掲げる障害児（ロに該当する者を除く。）については158単位を、ロに掲げる障害児については189単位を、それぞれ所定単位数に加算する。	
イ 次のいずれかに該当する盲児又はろうあ児	
(1) 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの	